工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
国営常陸海浜公園事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事
工事地名	国営ひたち海浜公園内

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 2月	
２）	事務所名	国営常陸海浜公園事務所　工務課	
３）	工事番号	2026020001	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	
５）	変更回数	0回	
６）	主 工 種	公園工事	
７）	工 事 量		
８）	工　　期	365日間　自　令和 8年 4月 1日	
		（当初）　至　令和 9年 3月31日	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	
９）	施 工 県	茨城県	
１０）	地　　区	水戸地区	
１１）	河川・路線	常陸海浜	
１２）	設 計 年 月	令和 8年 3月	
１３）	機械損料一括補正	0　労務費一括割増	0%
１４）	単価適用年月	2026年 3月	
１５）	歩掛適用年月	2026年 3月	
１６）	前請負工事費	0	
１７）	前請負代金額	0	
１８）	調 整 区 分	0	
１９）	共通仮設費対象額		
２０）	現場管理費対象額		
２１）	一般管理費等対象額		
２２）	処 分 費 等	5,250,000	
２３）	公 告 日	令和 8年 2月 3日	
２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

樹林地管理工	一式
応急処理工	一式
共通仮設費	一式

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：
国営公園等事業費	国営公園等整備費	工事費	
国営公園等事業費	国営公園等維持管理費	工事費	

設計内訳書

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事 （当　初）	事業区分	公園緑地整備･改修
		工事区分	緑地育成

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
緑地育成		式	1		38,682,122			
樹林地管理工		式	1		32,315,122			
枯損木運搬処理工		式	1		2,100,780			
枯損木運搬処理(1)	C<30cm	本	50	2,087	104,350			単-1号
枯損木運搬処理(2)	30cm≦C<60cm	本	100	3,430	343,000			単-2号
枯損木運搬処理(3)	60cm≦C<90cm	本	60	6,865	411,900			単-3号
枯損木運搬処理(4)	90cm≦C<120cm	本	50	10,620	531,000			単-4号
枯損木運搬処理(5)	120cm≦C<150cm	本	15	14,290	214,350			単-5号
枯損木運搬処理(6)	150cm≦C<180cm	本	10	21,730	217,300			単-6号
枯損木運搬処理(7)	180cm≦C<210cm	本	8	34,860	278,880			単-7号
枯損木伐採工		式	1		3,980,300			
枯損木伐採(1)	C<30cm	本	60	1,894	113,640			単-8号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事　（当　初）	事業区分	公園緑地整備･改修
		工事区分	緑地育成

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
枯損木伐採(2)	30cm≦C<60cm	本	130	3,651	474,630			単-9号
枯損木伐採(3)	60cm≦C<90cm	本	90	7,702	693,180			単-10号
枯損木伐採(4)	90cm≦C<120cm	本	70	12,750	892,500			単-11号
枯損木伐採(5)	120cm≦C<150cm	本	30	18,120	543,600			単-12号
枯損木伐採(6)	150cm≦C<180cm	本	20	27,820	556,400			単-13号
枯損木伐採(7)	180cm≦C<210cm	本	15	47,090	706,350			単-14号
機械防虫処理工		式	1		2,285,590			
機械防虫処理(1)	C<30cm	本	60	1,111	66,660			単-15号
機械防虫処理(2)	30cm≦C<60cm	本	130	2,367	307,710			単-16号
機械防虫処理(3)	60cm≦C<90cm	本	90	4,539	408,510			単-17号
機械防虫処理(4)	90cm≦C<120cm	本	70	7,418	519,260			単-18号
機械防虫処理(5)	120cm≦C<150cm	本	30	10,980	329,400			単-19号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事	（当　初）	事業区分	公園緑地整備･改修
			工事区分	緑地育成

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械防虫処理(6)	150cm≦C<180cm	本	20	16,210	324,200			単-20号
機械防虫処理(7)	180cm≦C<210cm	本	15	21,990	329,850			単-21号
樹幹注入工		式	1		2,377,420			
樹幹注入(1)	幹直径11～15cm 注入量60ml	本	20	3,221	64,420			単-22号
樹幹注入(2)	幹直径16～25cm 注入量120ml	本	40	6,415	256,600			単-23号
樹幹注入(3)	幹直径26～30cm 注入量180ml	本	40	9,635	385,400			単-24号
樹幹注入(4)	幹直径31～35cm 注入量240ml	本	40	12,860	514,400			単-25号
樹幹注入(5)	幹直径36～40cm 注入量300ml	本	20	16,050	321,000			単-26号
樹幹注入(6)	幹直径41～45cm 注入量360ml	本	20	19,280	385,600			単-27号
樹幹注入(7)	幹直径46～50cm 注入量420ml	本	20	22,500	450,000			単-28号
高木薬剤防除工		式	1		9,658,640			
高木薬剤防除	地上散布	m2	769,000	12.56	9,658,640			単-29号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事　（当　初）	事業区分	公園緑地整備･改修
		工事区分	緑地育成

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械除草工		式	1		2,615,616			
機械除草	総合歩掛 機械除草Ⅰ(肩掛式)	m2	28,800	90.82	2,615,616			単-30号
伐木除根工		式	1		2,935,876			
伐木除根	伐木(粗)	m2	10,000	281.3	2,813,000			単-31号
伐木除根運搬		m3	130	945.2	122,876			単-32号
発生材処理工		式	1		6,360,900			
運搬処理工(1)	伐木材(枝･雑草)	式	1		3,634,800			内-1号
運搬処理工(2)	伐木材(幹)	式	1		2,726,100			内-2号
応急処理工		式	1		6,367,000			
応急処理工		式	1		6,367,000			
応急処理		式	1		6,367,000			内-3号
直接工事費		式	1		38,682,122			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事　（当　初）	事業区分	公園緑地整備･改修
		工事区分	緑地育成

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		3,631,000			
共通仮設費		式	1		411,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		411,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		3,220,000			
純工事費		式	1		42,313,122			
現場管理費		式	1		13,550,000			
工事原価		式	1		55,863,122			
一般管理費等		式	1		9,606,878			
工事価格		式	1		65,470,000			
消費税相当額		式	1		6,547,000			
工事費計		式	1		72,017,000			

一式当たり内訳書

運搬処理工(1)

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積、吊能力2.9t 無し 6.0km以下	t	200	3,174	634,800			
処分費（ｔ） 雑草(大草)		t	200	15,000	3,000,000			
合　計					3,634,800			

一式当たり内訳書

運搬処理工(2)

第　2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積、吊能力2.9t 無し 6.0km以下	t	150	3,174	476,100			
処分費（ｔ） 幹		t	150	15,000	2,250,000			
合　計					2,726,100			

一式当たり内訳書

応急処理

第　3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
造園工		人	60	27,336	1,640,160			
普通作業員		人	110	25,908	2,849,880			
軽作業員		人	80	17,442	1,395,360			
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	80	6,020	481,600			
合　計					6,367,000			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	枯損木運搬処理(1)	C<30cm	単位	本	数量	1	単価	2,087

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木運搬処理(1)	C<30cm	本	1	2,087	2,087	
計					2,087	
単価					2,087	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	枯損木運搬処理(2)	30cm≦C<60cm	単位	本	数量	1	単価	3,430

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木運搬処理(2)	30cm≦C<60cm	本	1	3,430	3,430	
計					3,430	
単価					3,430	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	枯損木運搬処理(3)	60cm≦C<90cm	単位	本	数量	1	単価	6,865

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木運搬処理(3)	60cm≦C<90cm	本	1	6,865	6,865	
計					6,865	
単価					6,865	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	枯損木運搬処理(4)	90cm≦C<120cm	単位	本	数量	1	単価	10,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木運搬処理(4)	90cm≦C<120cm	本	1	10,620	10,620	
計					10,620	
単価					10,620	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	枯損木運搬処理(5)	120cm≦C<150cm	単位	本	数量	1	単価	14,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木運搬処理(5)	120cm≦C<150cm	本	1	14,290	14,290	
計					14,290	
単価					14,290	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	枯損木運搬処理(6)	150cm≦C<180cm	単位	本	数量	1	単価	21,730

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木運搬処理(6)	150cm≦C<180cm	本	1	21,730	21,730	
計					21,730	
単価					21,730	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	枯損木運搬処理(7)	180cm≦C<210cm	単位	本	数量	1	単価	34,860

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木運搬処理(7)	180cm≦C<210cm	本	1	34,860	34,860	
計					34,860	
単価					34,860	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	枯損木伐採(1)	C<30cm	単位	本	数量	1	単価	1,894

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木伐採(1)	C<30cm	本	1	1,894	1,894	
計					1,894	
単価					1,894	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	枯損木伐採(2)	30cm≦C<60cm	単位	本	数量	1	単価	3,651

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木伐採(2)	30cm≦C<60cm	本	1	3,651	3,651	
計					3,651	
単価					3,651	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	枯損木伐採(3)	60cm≦C<90cm	単位	本	数量	1	単価	7,702

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木伐採(3)	60cm≦C<90cm	本	1	7,702	7,702	
計					7,702	
単価					7,702	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	枯損木伐採(4)	90cm≦C<120cm	単位	本	数量	1	単価	12,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木伐採(4)	90cm≦C<120cm	本	1	12,750	12,750	
計					12,750	
単価					12,750	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	枯損木伐採(5)	120cm≦C<150cm	単位	本	数量	1	単価	18,120

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木伐採(5)	120cm≦C<150cm	本	1	18,120	18,120	
計					18,120	
単価					18,120	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	枯損木伐採(6)	150cm≦C<180cm	単位	本	数量	1	単価	27,820

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木伐採(6)	150cm≦C<180cm	本	1	27,820	27,820	
計					27,820	
単価					27,820	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	枯損木伐採(7)	180cm≦C<210cm	単位	本	数量	1	単価	47,090

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
枯損木伐採(7)	180cm≦C<210cm	本	1	47,090	47,090	
計					47,090	
単価					47,090	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	機械防虫処理(1)	C<30cm	単位	本	数量	1	単価	1,111

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械防虫処理(1)	C<30cm	本	1	1,111	1,111	
計					1,111	
単価					1,111	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	機械防虫処理(2)	30cm≦C<60cm	単位	本	数量	1	単価	2,367

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械防虫処理(2)	30cm≦C<60cm	本	1	2,367	2,367	
計					2,367	
単価					2,367	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	機械防虫処理(3)	60cm≦C<90cm	単位	本	数量	1	単価	4,539

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械防虫処理(3)	60cm≦C<90cm	本	1	4,539	4,539	
計					4,539	
単価					4,539	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	機械防虫処理(4)	90cm≦C<120cm	単位	本	数量	1	単価	7,418

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械防虫処理(4)	90cm≦C<120cm	本	1	7,418	7,418	
計					7,418	
単価					7,418	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	機械防虫処理(5)	120cm≦C<150cm	単位	本	数量	1	単価	10,980

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械防虫処理(5)	120cm≦C<150cm	本	1	10,980	10,980	
計					10,980	
単価					10,980	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	機械防虫処理(6)	150cm≦C<180cm	単位	本	数量	1	単価	16,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械防虫処理(6)	150cm≦C<180cm	本	1	16,210	16,210	
計					16,210	
単価					16,210	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	機械防虫処理(7)	180cm≦C<210cm	単位	本	数量	1	単価	21,990

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械防虫処理(7)	180cm≦C<210cm	本	1	21,990	21,990	
計					21,990	
単価					21,990	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	樹幹注入(1)	幹直径11～15cm 注入量60ml	単位	本	数量	1	単価	3,221

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
樹幹注入(1)	幹直径11～15cm 注入量60ml	本	1	3,221	3,221	
計					3,221	
単価					3,221	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	樹幹注入(2)	幹直径16～25cm 注入量120ml	単位	本	数量	1	単価	6,415

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
樹幹注入(2)	幹直径16～25cm 注入量120ml	本	1	6,415	6,415	
計					6,415	
単価					6,415	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	樹幹注入(3)	幹直径26～30cm 注入量180ml	単位	本	数量	1	単価	9,635

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
樹幹注入(3)	幹直径26～30cm 注入量180ml	本	1	9,635	9,635	
計					9,635	
単価					9,635	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	樹幹注入(4)	幹直径31～35cm 注入量240ml	単位	本	数量	1	単価	12,860

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
樹幹注入(4)	幹直径31～35cm 注入量240ml	本	1	12,860	12,860	
計					12,860	
単価					12,860	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	樹幹注入(5)	幹直径36～40cm 注入量300ml	単位	本	数量	1	単価	16,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
樹幹注入(5)	幹直径36～40cm 注入量300ml	本	1	16,050	16,050	
計					16,050	
単価					16,050	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	樹幹注入(6)	幹直径41～45cm 注入量360ml	単位	本	数量	1	単価	19,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
樹幹注入(6)	幹直径41～45cm 注入量360ml	本	1	19,280	19,280	
計					19,280	
単価					19,280	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	樹幹注入(7)	幹直径46～50cm 注入量420ml	単位	本	数量	1	単価	22,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
樹幹注入(7)	幹直径46～50cm 注入量420ml	本	1	22,500	22,500	
計					22,500	
単価					22,500	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	高木薬剤防除	地上散布	単位	m2	数量	1	単価	12.56

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
高木薬剤防除	地上散布	m2	1	12.56	12.56	
計					12.56	
単価					12.56	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	機械除草	総合歩掛 機械除草Ｉ(肩掛式)	単位	m2	数量	1	単価	90.82

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
総合歩掛（除草、集草、積込・運搬）	機械除草I(肩掛式)	ｍ２	1	90.82	90.82	
計					90.82	
単価					90.82	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	伐木除根	伐木(粗)	単位	m2	数量	1	単価	281.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐木除根	伐木(粗)	m2	1	281.3	281.3	
計					281.3	
単価					281.3	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	伐木除根運搬		単位	m3	数量	1	単価	945.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 2.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	945.2	945.2	
計					945.2	
単価					945.2	円／m3

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木運搬処理(1)	C<30cm	単位	本	数量	10	単価	2,087

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	0.27	27,336	7,380	
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	日	0.38	35,480	13,482	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					20,870	
単価					2,087	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木運搬処理(2)	30cm≦C<60cm	単位	本	数量	10	単価	3,430

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	0.45	27,336	12,301	
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	日	0.62	35,480	21,997	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					34,300	
単価					3,430	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木運搬処理(3)	60cm≦C<90cm	単位	本	数量	10	単価	6,865

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	0.72	27,336	19,681	
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	日	1.38	35,480	48,962	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					68,650	
単価					6,865	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木運搬処理(4)	90cm≦C<120cm	単位	本	数量	10	単価	10,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.38	27,336	37,723	
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	日	1.93	35,480	68,476	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					106,200	
単価					10,620	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木運搬処理(5)	120cm≦C<150cm	単位	本	数量	10	単価	14,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾊﾞｯｸﾎｳ運転	山積0.13m3 排ｶﾞｽ2次 掘み装置付	日	1.1	42,770	47,047	
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	日	2.7	35,480	95,796	
諸雑費（まるめ）		式	1		57	
計					142,900	
単価					14,290	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木運搬処理(6)	150cm≦C<180cm	単位	本	数量	10	単価	21,730

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾊﾞｯｸﾎｳ運転	山積0.13m3 排ｶﾞｽ2次 掘み装置付	日	1.37	42,770	58,594	
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	日	4.473	35,480	158,702	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					217,300	
単価					21,730	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木運搬処理(7)	180cm≦C<210cm	単位	本	数量	10	単価	34,860

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾊﾞｯｸﾎｳ運転	山積0.13m3 排ｶﾞｽ2次 掘込み装置付	日	1.68	42,770	71,853	
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	日	7.8	35,480	276,744	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					348,600	
単価					34,860	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木伐採(1)	C<30cm	単位	本	数量	10	単価	1,894

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	0.68	27,336	18,588	
ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600mm 排気量0.080L	日	0.25	1,374	343	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					18,940	
単価					1,894	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木伐採(2)	30cm≦C<60cm	単位	本	数量	10	単価	3,651

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.31	27,336	35,810	
ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600mm 排気量0.080L	日	0.51	1,374	700	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					36,510	
単価					3,651	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木伐採(3)	60cm≦C<90cm	単位	本	数量	10	単価	7,702

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	2.76	27,336	75,447	
ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600mm 排気量0.080L	日	1.14	1,374	1,566	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					77,020	
単価					7,702	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木伐採(4)	90cm≦C<120cm	単位	本	数量	10	単価	12,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	4.59	27,336	125,472	
ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600mm 排気量0.080L	日	1.45	1,374	1,992	
諸雑費（まるめ）		式	1		36	
計					127,500	
単価					12,750	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木伐採(5)	120cm≦C<150cm	単位	本	数量	10	単価	18,120

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	6.48	27,336	177,137	
ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600mm 排気量0.080L	日	2.91	1,374	3,998	
諸雑費（まるめ）		式	1		65	
計					181,200	
単価					18,120	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木伐採(6)	150cm≦C<180cm	単位	本	数量	10	単価	27,820

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	9.95	27,336	271,993	
ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600mm 排気量0.080L	日	4.46	1,374	6,128	
諸雑費（まるめ）		式	1		79	
計					278,200	
単価					27,820	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	枯損木伐採(7)	180cm≦C<210cm	単位	本	数量	10	単価	47,090

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	16.84	27,336	460,338	
ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600mm 排気量0.080L	日	7.63	1,374	10,483	
諸雑費（まるめ）		式	1		79	
計					470,900	
単価					47,090	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	機械防虫処理(1)	C<30cm	単位	本	数量	10	単価	1,111

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	0.37	27,336	10,114	
防虫処理材	MEP剤 原液(50倍希釈相当)	L	0.119	8,300	987	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					11,110	
単価					1,111	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	機械防虫処理(2)	30cm≦C<60cm	単位	本	数量	10	単価	2,367

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	0.78	27,336	21,322	
防虫処理材	MEP剤 原液(50倍希釈相当)	L	0.282	8,300	2,340	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					23,670	
単価					2,367	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	機械防虫処理(3)	60cm≦C<90cm	単位	本	数量	10	単価	4,539

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.5	27,336	41,004	
防虫処理材	MEP剤 原液(50倍希釈相当)	L	0.528	8,300	4,382	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					45,390	
単価					4,539	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	機械防虫処理(4)	90cm≦C<120cm	単位	本	数量	10	単価	7,418

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	2.51	27,336	68,613	
防虫処理材	MEP剤 原液(50倍希釈相当)	L	0.67	8,300	5,561	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					74,180	
単価					7,418	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	機械防虫処理(5)	120cm≦C<150cm	単位	本	数量	10	単価	10,980

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	3.73	27,336	101,963	
防虫処理材	MEP剤 原液(50倍希釈相当)	L	0.933	8,300	7,743	
諸雑費（まるめ）		式	1		94	
計					109,800	
単価					10,980	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	機械防虫処理(6)	150cm≦C<180cm	単位	本	数量	10	単価	16,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	5.6	27,336	153,081	
防虫処理材	MEP剤 原液(50倍希釈相当)	L	1.086	8,300	9,013	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					162,100	
単価					16,210	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	機械防虫処理(7)	180cm≦C<210cm	単位	本	数量	10	単価	21,990

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	7.68	27,336	209,940	
防虫処理材	MEP剤 原液(50倍希釈相当)	L	1.2	8,300	9,960	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					219,900	
単価					21,990	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	樹幹注入(1)	幹直径11～15cm 注入量60ml	単位	本	数量	10	単価	3,221

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	0.26	27,336	7,107	
松枯れ防止樹幹注入剤	60ml	本	10	2,510	25,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					32,210	
単価					3,221	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	樹幹注入(2)	幹直径16～25cm 注入量120ml	単位	本	数量	10	単価	6,415

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	0.51	27,336	13,941	
松枯れ防止樹幹注入剤	60ml	本	20	2,510	50,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					64,150	
単価					6,415	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	樹幹注入(3)	幹直径26～30cm 注入量180ml	単位	本	数量	10	単価	9,635

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	0.77	27,336	21,048	
松枯れ防止樹幹注入剤	60ml	本	30	2,510	75,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					96,350	
単価					9,635	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	樹幹注入(4)	幹直径31～35cm 注入量240ml	単位	本	数量	10	単価	12,860

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.03	27,336	28,156	
松枯れ防止樹幹注入剤	60ml	本	40	2,510	100,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		44	
計					128,600	
単価					12,860	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	樹幹注入(5)	幹直径36～40cm 注入量300ml	単位	本	数量	10	単価	16,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.28	27,336	34,990	
松枯れ防止樹幹注入剤	60ml	本	50	2,510	125,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		10	
計					160,500	
単価					16,050	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	樹幹注入(6)	幹直径41～45cm 注入量360ml	単位	本	数量	10	単価	19,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.541	27,336	42,124	
松枯れ防止樹幹注入剤	60ml	本	60	2,510	150,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		76	
計					192,800	
単価					19,280	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	樹幹注入(7)	幹直径46～50cm 注入量420ml	単位	本	数量	10	単価	22,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.8	27,336	49,204	
松枯れ防止樹幹注入剤	60ml	本	70	2,510	175,700	
諸雑費（まるめ）		式	1		96	
計					225,000	
単価					22,500	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高木薬剤防除	地上散布	単位	m2	数量	10,000	単価	12.56

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.2	32,844	39,412	
普通作業員		人	1.2	25,908	31,089	
松食い虫防虫剤	ﾓﾘｴｰﾄSC 500ml/本	本	3	15,800	47,400	
諸雑費（率＋まるめ） 11%		式	1		7,699	
計					125,600	
単価					12.56	円／m2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	総合歩掛（除草、集草、積込・運搬）	機械除草I(肩掛式)	単位	ｍ２	数量	1,000	単価	90.82

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.49	32,844	16,093	
特殊作業員		人	0.9	27,744	24,969	
普通作業員		人	1.1	25,908	28,498	
軽作業員		人	0.07	17,442	1,220	
草刈機［肩掛式］	カッタ径２５５ｍｍ	日	0.9	262	235	
トラック［普通型］	２ｔ積	時間	1.6	6,754	10,806	
諸雑費（率＋まるめ） 11%		式	1		8,999	
計					90,820	
単価					90.82	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	伐木除根	伐木(粗)	単位	m2	数量	1,000	単価	281.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.28	32,844	74,884	
特殊作業員		人	2.2	27,744	61,036	
普通作業員		人	0.34	25,908	8,808	
ﾊﾞｯｸﾎｳ運転	ｸﾛｰﾗ型 山積0.8m3(平積0.6m3)	日	0.8	60,450	48,360	
ﾊﾞｯｸﾎｳ ｸﾛｰﾗ型運転	[標準・第2次]山積0.45m3(平積0.35m3) 【掴み装置付】	時間	8.9	9,587	85,324	
諸雑費 （率＋まるめ） 2%		式	1		2,888	
計					281,300	
単価					281.3	円／m2

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t） 雑草(大草)		単位	t	数量	100	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	雑草(大草)	t	100	15,000	1,500,000	
計					1,500,000	
単価					15,000	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t） 幹		単位	t	数量	100	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	幹	t	100	15,000	1,500,000	
計					1,500,000	
単価					15,000	円／t

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	6,020

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	25,296	4,300	
軽油		L	3.5	130	455	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	1	1,200	1,200	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ	時間	1	65	65	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,020	
単価					6,020	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	単位	日	数量	1	単価	35,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	25,296	25,296	
軽油		L	21	130	2,730	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	供用日	1.28	5,520	7,065	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.28	298	381	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					35,480	
単価					35,480	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	単位	日	数量	1	単価	35,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	25,296	25,296	
軽油		L	21	130	2,730	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	供用日	1.28	5,520	7,065	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.28	298	381	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					35,480	
単価					35,480	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	単位	日	数量	1	単価	35,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	25,296	25,296	
軽油		L	21	130	2,730	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	供用日	1.28	5,520	7,065	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.28	298	381	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					35,480	
単価					35,480	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	単位	日	数量	1	単価	35,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	25,296	25,296	
軽油		L	21	130	2,730	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	供用日	1.28	5,520	7,065	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.28	298	381	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					35,480	
単価					35,480	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バｯｸﾎｳ運転	山積0.13m3 排ｶﾞｽ2次 掴み装置付	単位	日	数量	1	単価	42,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	21.28	130	2,766	
小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(標準)掴み装置付	山積0.13m3(平積0.10m3)排ｶﾞｽ2次	供用日	1	9,090	9,090	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					42,770	
単価					42,770	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	単位	日	数量	1	単価	35,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	25,296	25,296	
軽油		L	21	130	2,730	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	供用日	1.28	5,520	7,065	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.28	298	381	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					35,480	
単価					35,480	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾊﾞｯｸﾎｳ運転	山積0.13m3 排ｶﾞｽ2次 掘み装置付	単位	日	数量	1	単価	42,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	21.28	130	2,766	
小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(標準)掘み装置付	山積0.13m3(平積0.10m3)排ｶﾞｽ2次	供用日	1	9,090	9,090	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					42,770	
単価					42,770	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	単位	日	数量	1	単価	35,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	25,296	25,296	
軽油		L	21	130	2,730	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	供用日	1.28	5,520	7,065	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.28	298	381	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					35,480	
単価					35,480	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾊﾞｯｸﾎｳ運転	山積0.13m3 排ｶﾞｽ2次 掘み装置付	単位	日	数量	1	単価	42,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	21.28	130	2,766	
小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(標準)掘み装置付	山積0.13m3(平積0.10m3)排ｶﾞｽ2次	供用日	1	9,090	9,090	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					42,770	
単価					42,770	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	2t積級	単位	日	数量	1	単価	35,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	25,296	25,296	
軽油		L	21	130	2,730	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	供用日	1.28	5,520	7,065	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.28	298	381	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					35,480	
単価					35,480	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600㎜ 排気量0.080L	単位	日	数量	1	単価	1,374

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
チェンソー［ガソリンエンジン］	鋸長６００ｍｍ　排気量０．０８０Ｌ	日	1	1,080	1,080	
ガソリン	レギュラー	L	2.12	139	294	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,374	
単価					1,374	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600㎜ 排気量0.080L	単位	日	数量	1	単価	1,374

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
チェンソー［ガソリンエンジン］	鋸長６００ｍｍ　排気量０．０８０Ｌ	日	1	1,080	1,080	
ガソリン	レギュラー	L	2.12	139	294	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,374	
単価					1,374	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600㎜ 排気量0.080L	単位	日	数量	1	単価	1,374

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
チェンソー［ガソリンエンジン］	鋸長６００ｍｍ　排気量０．０８０Ｌ	日	1	1,080	1,080	
ガソリン	レギュラー	L	2.12	139	294	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,374	
単価					1,374	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600㎜ 排気量0.080L	単位	日	数量	1	単価	1,374

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
チェンソー［ガソリンエンジン］	鋸長６００ｍｍ　排気量０．０８０Ｌ	日	1	1,080	1,080	
ガソリン	レギュラー	L	2.12	139	294	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,374	
単価					1,374	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600㎜ 排気量0.080L	単位	日	数量	1	単価	1,374

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
チェンソー［ガソリンエンジン］	鋸長６００ｍｍ　排気量０．０８０Ｌ	日	1	1,080	1,080	
ガソリン	レギュラー	L	2.12	139	294	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,374	
単価					1,374	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600㎜ 排気量0.080L	単位	日	数量	1	単価	1,374

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
チェンソー［ガソリンエンジン］	鋸長６００ｍｍ　排気量０．０８０Ｌ	日	1	1,080	1,080	
ガソリン	レギュラー	L	2.12	139	294	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,374	
単価					1,374	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]	鋸長600㎜ 排気量0.080L	単位	日	数量	1	単価	1,374

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
チェンソー［ガソリンエンジン］	鋸長６００ｍｍ　排気量０．０８０Ｌ	日	1	1,080	1,080	
ガソリン	レギュラー	L	2.12	139	294	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,374	
単価					1,374	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック［普通型］	２ｔ積	単位	時間	数量	1	単価	6,754

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.21	25,296	5,312	
軽油		L	3.9	130	507	
トラック［普通型］	２ｔ積	時間	1	935	935	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,754	
単価					6,754	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型 山積0.8m3(平積0.6m3)	単位	日	数量	1	単価	60,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	104	130	13,520	
バックホウ（クローラ）［標準］	山積０．８ｍ３（平積０．６ｍ３）	日	1.78	9,000	16,020	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					60,450	
単価					60,450	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バｯｸﾎｳ ｸﾛｰﾗ型運転	[標準･第2次]山積0.45m3(平積0.35m3)【掴み装置付】	単位	時間	数量	1	単価	9,587

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.16	30,906	4,944	
軽油		L	11	130	1,430	
バックホウ（クローラ）［標準］	排ガス型（第２次）　山積０．４５ｍ３	時間	1	2,620	2,620	
掴み装置	開口幅１７００～２０００爪幅４００～７５０ｍｍ	時間	1	593	593	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,587	
単価					9,587	円／時間

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 公園工事　　合算工事： 0

対象工事費	38,682,122	直接工事費	38,682,122	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	5,250,000	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	4,089,537	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	4,089,537	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	34,592,585	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	33,432,122		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	9.13 %		0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）	9.31 %	（9.13% × 週休1.02）			
計上額	3,220,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	33,432,122	直接工事費	38,682,122		
非対象額計（－）	5,250,000				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	5,250,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	33,432,122	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.23　%		0　%		0　%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.23　%				
計上額	411,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	3,631,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	42,313,122	単独（追加工事）直接工事費	38,682,122	単独（追加工事）共通仮設費	3,631,000
非対象額計（－）	4,089,537				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	4,089,537	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	38,223,585	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	37,063,122		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	34.42 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	35.45 %	（34.42% × 週休1.03）	0 %		
計上額	13,550,000		0		0
			2,671,176	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	国営常陸海浜公園事務所　工務課			工事番号	2026020001　　第　0　回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	公園工事

工事原価	55,863,122						
純工事費	42,313,122	現場管理費		13,550,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	4,089,537						
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	4,089,537	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	51,773,585		現工事	0		合算工事	0
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	50,613,122		現工事	0		合算工事	0
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1		現工事				
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	51,773,585						
契約保証に係る補正値	0.04　％						
一般管理費率							
単独（追加工事）	18.52　％		現工事	0　％		合算工事	0　％
一般管理費	9,606,878						
業務委託料等	0						
調査基準価格	65,461,000						
調査基準価格の100/110	59,510,000	（ 90.9　％）					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事

国土交通省 関東地方整備局
国営常陸海浜公園事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
緑地育成		式		1		
樹林地管理工		式		1		
枯損木運搬処理工		式		1		
枯損木運搬処理(1)	C<30cm	本		50		
枯損木運搬処理(2)	30cm≦C<60cm	本		100		
枯損木運搬処理(3)	60cm≦C<90cm	本		60		
枯損木運搬処理(4)	90cm≦C<120cm	本		50		
枯損木運搬処理(5)	120cm≦C<150cm	本		15		
枯損木運搬処理(6)	150cm≦C<180cm	本		10		
枯損木運搬処理(7)	180cm≦C<210cm	本		8		
枯損木伐採工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
枯損木伐採(1)	C<30cm	本		60		
枯損木伐採(2)	30cm≦C<60cm	本		130		
枯損木伐採(3)	60cm≦C<90cm	本		90		
枯損木伐採(4)	90cm≦C<120cm	本		70		
枯損木伐採(5)	120cm≦C<150cm	本		30		
枯損木伐採(6)	150cm≦C<180cm	本		20		
枯損木伐採(7)	180cm≦C<210cm	本		15		
機械防虫処理工		式		1		
機械防虫処理(1)	C<30cm	本		60		
機械防虫処理(2)	30cm≦C<60cm	本		130		
機械防虫処理(3)	60cm≦C<90cm	本		90		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
機械防虫処理(4)	90cm≦C<120cm	本		70		
機械防虫処理(5)	120cm≦C<150cm	本		30		
機械防虫処理(6)	150cm≦C<180cm	本		20		
機械防虫処理(7)	180cm≦C<210cm	本		15		
樹幹注入工		式		1		
樹幹注入(1)	幹直径11～15cm 注入量60ml	本		20		
樹幹注入(2)	幹直径16～25cm 注入量120ml	本		40		
樹幹注入(3)	幹直径26～30cm 注入量180ml	本		40		
樹幹注入(4)	幹直径31～35cm 注入量240ml	本		40		
樹幹注入(5)	幹直径36～40cm 注入量300ml	本		20		
樹幹注入(6)	幹直径41～45cm 注入量360ml	本		20		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
樹幹注入(7)	幹直径46～50cm 注入量420ml	本		20		
高木薬剤防除工		式		1		
高木薬剤防除	地上散布	m2		769,000		
機械除草工		式		1		
機械除草	総合歩掛 機械除草Ⅰ(肩掛式)	m2		28,800		
伐木除根工		式		1		
伐木除根	伐木(粗)	m2		10,000		
伐木除根運搬		m3		130		
発生材処理工		式		1		
運搬処理工(1)	伐木材(枝･雑草)	式		1		
運搬処理工(2)	伐木材(幹)	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
応急処理工		式		1		
応急処理工		式		1		
応急処理		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	38,682,122		
(2)共通仮設費	3,631,000		
(3)純工事費 (1)+(2)	42,313,122		
(4)現場管理費	13,550,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	55,863,122	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	9,606,878	((7)一般管理費等(計算額)	9,609,177)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	65,470,000		

(11)消費税相当額	6,547,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	72,017,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	65,470,000
(14)調査基準価格	65,461,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	59,510,000

Ｒ８国営ひたち海浜公園樹林地管理他工事

特記仕様書

令和８年２月

国土交通省関東地方整備局

国営常陸海浜公園事務所

第１章　総　　則

第１条　適用

１.この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和７年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２.この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３.この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.krt.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４.本工事における「条件明示」については、別紙―１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提供した競争参加資格者確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１.請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

２.工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：完成通知書等における日付）とする。

３.主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例２号の場合の特例監理技術者の配置

１.本工事において、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける管理技術者（以下,「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一般施工管理技士補さ又は一般施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に

求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事でなければならない。

（６）監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（９）監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは通年工事等（２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）という。）

２.現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３.本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２)監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・構成年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる書類（いずれも写し可））

３）監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）

４.本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５.本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）

第５条　法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものを監督職員に提示するものとする。

第６条　コリンズ（CORINS）への登録

１.工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「１－１－１―７コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２.受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３.技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書１－１－１－７コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD２０２４）に準拠する。

起点　茨城ひたちなか市阿字ヶ浦町　緯度 036° 24‘17“　経度 140° 35’50”

終点　茨城ひたちなか市阿字ヶ浦町　緯度 036° 24‘43“　経度 140° 35’44”

第８条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書１－１－１－７コリンズ（CORINS）への登録を定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、茨城県ひたちなか市にある国営ひたち海浜公園において、樹林地管理、応急処理等を実施するものである。主な工種は、樹林地管理工　１式、応急処理工　１式、を予定している。

第９条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期間内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１０条　調査・試験に関する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１.予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

（１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は国営常陸海浜公園事務所のホームページにより公表する。

（４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下の通り。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表―１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表―２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表―３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表―４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表―５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表―６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表―７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表―８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

※別紙様式２―１～２－１０参照

第１１条　工事書類の作成

１.工事資料の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２.工事資料の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３.「工事関係書類一覧表」（別紙様式―３）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４.電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１２条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１３条　情報共有システムの活用

１.本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７月３月版）に基づき実施すること。

２.受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３.監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

第１４条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。受注者は、「三者会議」開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１５条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者は、が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」
（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１６条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に記載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１７条　ワンデーレスポンス

１.この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議書等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２.受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進歩状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

３.受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４.ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５.効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１８条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第１９条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１―１６から１－１－１－１８に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２０条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、銅材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土等の主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金の変更を請求することができる。

第２１条　諸経費動向調査

本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第２２条　公共建設工事における分別解体等・再資源化及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１.本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号 最終改正令和４年６月１７日法律第６８号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２３条　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第第１０条第１項に規定する工事着手という。）するものとする。なお、これにより難い場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２４条　コンクリート副産物から再生された資源

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別途品質基準」によるものとする。

2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

3. 受注者は、工事が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための調査を JIS A 5022（再生骨材M)、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品-検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため検査を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配合」に従うものとする。

第２５条　施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和７年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２.本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第２６条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１.から４.の全てを実施することとする。

１.対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「２－２撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」

（URL　「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、＜https://www.jcomsia.org/kokuban＞.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２.デジタル工事写真における小黒板の電子的記入

受注者は、同条１.の仕様機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「２－２撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３.小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理基準）に準ずるが、同条２.に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「２―５写真編集」及びデジタル写真管理情報基準「６.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４.小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２.に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子

化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

＜https://www.jcomsia.org/kokuban＞.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２７条　現場環境改善（快適トイレの設置）

1.内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、または、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置する）

（１０）鏡と手洗器

（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（１２）室内寸法９００㎜×９００㎜以上（面積ではない）

（１３）擬音装置（機能を含む）

（１４）着替え台

（１５）臭気対策機能の多重化

（１６）室内温度の調整が可能な設備

（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場）

２.快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、５１，０００円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基/工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３.その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第２８条　BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

１.BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIMの実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２.BIM/CIM実施計画書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３.成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更を含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシート含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

第２９条　DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの仕様契約手続きを行うものとする。なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料(https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference)及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第３０条　工事中の安全確保

１.工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ.架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ.建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ.資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ.足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ.地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ.第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ.事故防止

２.受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第１９条の２に基づく足場組立等作業主任者に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第６０条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラク・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3.工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4.工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5.工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

6.本工事期間中に配置する交通整理員は、見込んでいない。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要因、現場精査に基づき、配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

7.試掘及び埋設物の防護

地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

8.UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL　https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

第３１条　熱中症対策に資する現場管理費の補正について

1.本工事は、夏季における真夏日などの気象状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2.真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記の①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が２５℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が２５℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③により難い場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正率（％）＝真夏日率×補正係数※

※真夏日補正係数：１．２

第３２条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という。）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。
・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証機関

認定技術者への授与した認証については、その使用期間に制限を設けないとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚により、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３３条　環境対策（特定調達品目の調達実績の調査について）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第３４条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和６２年３月３０日建設省経機第５８号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第３５条　交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制御を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬し使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第３６条　現場環境改善

１.現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

（１）仮設備関係

緑化、花壇を実施するものとする。

（２）営繕関係

現場事務所の快適化、現場休憩所の快適化を実施するものとする。

（３）安全関係

盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。

（４）地域連携

完成予想図を実施するものとする。

２.現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３.主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の５０％を上限として設計変更の対象とする。

第３７条　工期

工期は、雨天、休日等を見込み、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

①準備期間	３０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨水率（実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数実数日数×係数）	０．７４

第３８条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共通すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注書」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

②著しい悪天候や気象状況より「天候などによる作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第３９条　週休二日の対応

１.本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日制）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取り組むものとする。

２.週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態という。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が２８．５％（８日/２８日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間という。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態という。

３.天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者のその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること

8. 明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第４０条　悪天候により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、水戸市金町観測所（水戸地方気象台）における１日の降雨・降雪量雨が１０mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第４１条　個人情報の取り扱いについて

１. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４. 利用及び提供の制限

受注者は、発注書の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するため利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８. 資料等の返却等

（１）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発

注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙―４）を発注者に提出しなければならない。

（２）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９. 管理の確認後

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は調査することができる。

１０. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１１. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第４２条　施工時期及び施工時間の変更（作業区分）

１. 本工事は、下記の制限がある。

（１）制限箇所

・施工範囲外の園路等

（２）制限する施工内容

・仮囲いの設置及び資機材等の搬入、搬出

ただし、仮囲い内は施工可能

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	施工時間
平日・昼間作業	下記以外の工種	８：３０～１７：１５
休園日・昼間作業	高木薬剤防除工	８：３０～１７：１５

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

３. 高木薬剤防除工（地上散布）は、６月上旬及び７月上旬の休園日に２回施工するものとし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

４. 園路広場整備工は、原則１２月～２月に施工するものとし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

第４３条　公園内の車両交通許可

１. 公園内を車両で交通をする場合は、あらかじめ国営常陸海浜公園事務所（担当：総務課）に申請して、車両交通許可をとらなければならない。

２.許可を受けた者は、許可条件を遵守して公園内を通行しなければならない。特に、公園内の走行速度は２０km 以下を遵守し、全ての作業員に周知徹底を図ること。

第４４条　他工事との調整

工事の施工範囲等については、国営常陸海浜公園運営維持管理業務受注者、本工事範囲と重複する他工事の受注者と十分な調整を行うものとする。なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

第４５条　概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員と協議するものとする。

第４６条　新技術の活用「新技術の定義」

１.本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２.新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３.対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

１）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

２）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

３）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

４）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第４７条　新技術の活用（施工者選定型）

１.本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２.本工事において、第４６条　新技術の活用「新技術の定義」３.対象とする新技術に示す１）～４）の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容につい

て十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出する。

3.受注者は、選定した新技術が第４６条　新技術の活用「新技術の定義」３.対象とする新技術１）～４）のいずれかの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載に記載する。

4.当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

5.受注者は、施工現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。

6.試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。

7.受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム（NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8.受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第４８条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1.建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注書（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ、３６０度カメラ等）とweb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』の内容に従い実施する。

2.遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、即済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3.遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調査・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4.実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェブラブルカメラ、360 度カメラ等）や web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔調査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和３年９月３０日(国不建第２７３号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第４９条　契約後 VE 方式について

１.定義

「VE 提案」とは、契約書第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能にする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２.VE 提案の意義及び範囲

（１）受注者が VE 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

（２）以下の提案は、VE 提案の範囲に含まれないものとする。

１）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

２）契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められている提案

３）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３.VE 提案書の提出

（１）受注者は、前項の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書（別紙様式―１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

１）設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

２）VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

３）VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

４）発注者が別途発注する関連工事との関係

５）工事所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

６）その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

（２）発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（３）受注者は、前項の VE 提案の契約の締結日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

（４）VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４.VE 提案の審査

提出された VE 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５.VE 提案の採否

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面（別紙様式―５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６.VE 提案を採用した場合の設計変更等

（１）VE 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

（２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（３）前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

（４）VE 提案を採用した後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE 管理費については、原則として変更しないものとする。

７. VE 提案の活用と保護

評定の結果、当該 VE 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、ほかの工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工事所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８. 責任の所在

発注者が VE 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第５０条　生産性向上チャレンジ工事

１. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組み内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第４６条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第５１条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を三展ミネ~~ラル~~コンサルタント株式会社に委託している。

第５２条　施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号　最終改正令和６年１２月１３日）第１５条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注者担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入している WEB 会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。ただし、立会や打合せ簿において WEB 会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現場での点検を希望する工事は、従来通り、現場で点検する。

第５３条　書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定調査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の１０種類に限定して書類検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第５４条　公園内の安全管理

次の事項を熟知し、現場安全管理に努めること。

1. 工事着手前に危険物調査資料（既存資料）を確認し、監督職員より危険物に関する説明を受け、安全施工に努めること。
2. 地山掘削の際は、範囲及び深さについて監督職員と協議するものとする。

3. 作業中に危険物を発見した場合は、現状維持し、速やかに監督職員に報告し、対策等の指示を受けること。

4. 掘削機械の構造変更及び作業方法については下記のとおりとする。

（１）バックホウのバケットのツメは平ツメを使用すること。

（２）バックホウの掘削作業は、土砂をすくい上げるような方法で行うこと

（３）ブルドーザの掘削、押土、整地は前進のみとし、後退は排土板を上げること

（４）キャタピラ付掘削機械は、片車輪固定しての急旋回は絶対に行わないこと

第５５条　公園区域内自然環境の保全

1. 工事区域内の林床及び既存樹林の損傷を回避するとともに、火気の取り扱いには厳重注意を喚起し、本公園の保全に万全に期すること

2. 工事の施工にあたっては、貴重な動植物の保護を注意して施工するものとする。

第２章　土木一般材料

第５６条　薬剤

1. 使用する薬剤については、事前に農薬登録票又は品質証明等を監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

2. 機械防虫処理は害虫による枯損被害の拡大防止を目的とする。使用する薬剤は、MEP 剤等を使用し、散布液量は０．６L/表面積１㎡とする。

3. 樹幹注入工に用いる注入量については下記を標準としている。

幹 直 径	注 入 量
１１㎝～１５㎝	６０mL/本
１６㎝～２５㎝	１２０mL/本
２６㎝～３０㎝	１８０mL/本
３１㎝～３５㎝	２４０mL/本
３６㎝～４０㎝	３００mL/本
４１㎝～４５㎝	３６０mL/本
４６㎝～５０㎝	４２０mL/本

4. 高木薬剤防除で使用する薬剤は、クロチアニジン水和剤（３０％）、水で８００倍希釈とし、薬剤散布液量は０．１２L/㎡とする。

5. 使用する材料については、監督職員と協議するものとする。

第３章　一般施工

第５７条　搬入路

1. 本工事に使用する資機材などの搬入については、既存の管理用園路及び工事用道路を使用するものとする。
2. 経路等については、監督職員の指示に従うものとする。
3. 上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 公園内の通行にあたっては、常陸海浜公園車両通行規則に従い許可を取って通行するものとする。

第５８条　不発弾探査

1. 床堀等の掘削作業に際して、GL―５０ｃｍ以下の施工を行う場合は、不発弾探査が必要となる。
2. 不発弾探査について当初見込んでいないが、１.の箇所については事前に現地調査結果を監督職員に報告し、探査方法等について協議すること。

第５９条　枯損木運搬処理工

1. 枯損木運搬処理は、病害虫等による樹木の枯損被害の被害防止を目的とし、施工するものとする。
2. 枯損木運搬処理の対象箇所は、監督職員の指示による。
3. 監督職員から指示された場合以外でも、枯損被害の樹木を発見した場合は、監督職員に報告し協議しなければならない。

第６０条　枯損木伐採工

1. 枯損木伐採は、病害虫等による樹木の枯損被害の拡大防止を目的とし、運搬処理が困難なものについて施工するものとする。
2. 枯損木伐採の対象箇所は、監督職員の指示による。
3. 監督職員から指示された場所以外でも、枯損被害の樹木を発見した場合は、監督職員に報告しなければならない。

第６１条　機械防虫処理工

1. 公園内には、貴重な動植物が生息するため、機械防虫処理の時期及び薬剤の使用については監督職員と協議するものとする。
2. 施工に先立ち、樹高、幹周（地面より１．２ｍ）、根周り及び梢周りを測定し監督職員に報告するものとする。

第６２条　樹幹注入工

１. 松枯れ防止のため、マツノザイセンチュウの防除のため樹幹注入を施工するものとする。

２. 注入量については、第５６条３. のとおりとする。

第６３条　高木薬剤防除工

１. 高木薬剤防除は、病害虫等によるマツ類の枯損被害の拡大防止を目的とし、薬剤の地上散布を２回行うものとする。

２. 公園内には、貴重な動植物が生息するため、高木薬剤防除の時期及び薬剤の使用については監督職員と協議するものとする。

３. 高木薬剤防除の対象箇所は、監督職員の指示による。

第６４条　機械除草工

１. 機械除草は１回刈りを基本とし、草の繁茂状況等による除草回数の増減については、変更の対象とする。なお、除草回数、除草時期等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

２. 刈草については、公園内の北口リサイクルヤードへ搬出し、監督職員の指示する箇所に整理しておくものとする。

第６５条　伐木除根工

１. 園内の整備及び維持のため伐木除根を行うものとする。

２. 伐木除根工の対象箇所については、監督職員の指示による。

第６６条　応急処理工

１. 応急処理とは、公園内で発生した短期間で処理可能な全般的な作業をいう。

２. 作業日、作業時間、作業内容は全て監督職員の指示に基づいて行うものとする。

３. 作業終了後は、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。

４. 応急処理は、下表に示す作業内容を見込んでいる。

応急処理内容（１式あたり）

項目	単位	数量	備考
造園工	人	６０	
普通作業員	人	１１０	
軽作業員	人	８０	
ダンプトラック（２ｔ積）	時間	８０	労務、燃料等を含む

第６７条　運搬処理工

１. 枯損木運搬処理工（運搬距離Ｌ＝０．８ｋｍ）、伐木除根工（運搬距離Ｌ＝２．５ｋｍ以下）による発生材は、公園内の北口リサイクルヤードへ搬出し、監督職員の指示する箇所に整理して置くこと。

２. 発生材処理工は、北口リサイクルヤードから伐木材等を搬出し、処分するものとする。
３. 搬出が困難な場合は、監督職員に報告し、指示に従うものとする。

第６８条　建設副産物の受入地

本工事の施工に伴い発生する伐木材・刈草については、関係法等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

１. 伐木材（幹、枝、葉）・刈草

（１）受け入れ施設：環境保全事業（株）グリーンリサイクルセンター

（２）受け入れ所在地：茨城県那珂郡東海村須和間部原１１９４－１０

（３）受け入れ時間：８時００分から１７時００分

上記の施設については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りではない。

第４章　仮設工

第６９条　工事用道路工

運搬路に使用した即設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。

第５章　その他

第７０条　工事完成図書の納品

１. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品する事」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領（令和５年３月）:（以下「要領」という）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第７１条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第７２条　震災対策

１. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対策を定めておくものとする。

２. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第７３条　地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合

イ）現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常がない場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ）現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第７４条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項　　別紙―1

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☑他工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は、完了の時期	第４４条
	☑施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時期及び施工方法	第４２条
	☑工事着手前に地下埋設物及び埋設文化財等の事前審査を必要とする場合は、その項目及び調達期間。又、地下埋設物の移設が予定されている場合は、その移設期間。	第３０条 第５８条
公害関係	☑工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第３４条
工事用道路関係	☑工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等	第４２条 第５７条
	☑搬入路の使用中及び使用後の処理が必要である場合は、その処置内容	第６９条
建設副産物関係	☑建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件、受入場所、距離、時間等の処分条件	第６８条
その他	☑工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	第６４条 第６７条

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低価格理由の詳細内容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

【記表－1】

積算内訳書の比較表

記入要領	1）見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2）数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3）入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4）工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5）※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別	単位	入札時					工事完成時					備考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/官積(%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

【比較表－2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,500			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

【比較表―３】

手持ち資材の比較表（主要資材）

記入要領	1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。 3) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）				官単価※（最終）	備考
				手持ち数量	単価	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	手持ち数量	単価	本工事での使用量	不足数量の手当方法		
型枠用合板	1800＊900＊12	枚	排水構造物工	300		70				80		5,594	市場単価
敷鉄板	5尺＊20尺	〃	土工	50		50				100		0	
ロードマット	3000＊2400	〃	〃	51		50				40		0	
〃	1500＊4000	〃	〃	80		50				0		0	
縞鋼板	1350＊5000	〃	〃	60		30				0		0	
再生材	RC-40	m^3	排水構造物工	100		69				55		3,750	

【比較表―４】

資材購入先一覧(主要資材)の比較表

記入要領	1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工種種別	品名規格	単位	入札時(当初の予定)					工事完成時(実績)					※官単価(最終)	備考
			数量	単価	購入先名			数量	単価	購入先名				
					業者名	所在地	入札者との関係			業者名	所在地	入札者との関係		
生コンクリート	18－8－40	m^3	61	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	58	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	16,100	
生石灰		t	184.5	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	544	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	16,500	
セメント系固化剤	タフロック3E	〃	65	9,500	〃	〃	〃	60	9,500	〃	〃	〃	11,400	
コンクリート2次製品	BOX600＊600	本	18	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	10	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	80,200	市場単価
〃	BF300＊2000	〃	290	2,100	〃	〃	〃	185	2,100	〃	〃	〃	2,936	
〃	BF400＊2000	〃	59	3,360	〃	〃	〃		0				0	
〃	BF500＊2000	〃	51	4,530	〃	〃	〃	21	4,530	〃	〃	〃	6,040	
〃	BF600＊2000	〃	113	5,520	〃	〃	〃	44	5,520	〃	〃	〃	7,400	

【比較表―５】

手持ち機械の比較表（主要機械）

記入要領	1) 本様式には、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。 2) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。 4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）			官単価※（最終）	備考
			数量	単価	メーカ名	現在の利用状況	数量	単価	メーカ名		
掘削機	0.2～0.45m³	台	10		○○○	4台空	2		○○○		
〃	0.7m³	〃	22		〃	8台空	5		〃		
〃	0.7m³	〃	9		□□□	4台空	4		□□□		
〃	1.2m³	〃	1		〃	空	1		〃		
〃	1.6m³	〃	1		〃	空	1		〃		
ブルドーザ	D65px	〃	3		○○○	2台空	1		○○○	25,100	供用日
不整地運搬車	LD1000	〃	7		△△△	3台空	5		△△△	21,600	供用日
掘削機	0.25m³	〃	4		〃	2台空	0		〃	7,320	供用日
〃	0.45m³	〃	1		〃	空	1		〃	13,000	供用日
〃	0.7m³	〃	6		〃	3台空	1		〃	18,100	供用日
不整地運搬車	LD700	〃	1		〃	空	1		〃		

【比較表―６】

労務者の確保計画の比較表

記入要領	1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。 ・下請け労務者は()なしで記入する。 ・自社労務者は()内に記入する。 2) 下請け会社との関係も明記する。 3) 労務単価は必ず記入する。 4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

工種	職種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※ 官単価 (最終)	備考
		単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等		
道路土工、地盤改良工	オペレーター							17,716	
		(17,000)	(320)	自社		472	自社		
道路土工	運転手	17,000	220	○○運輸(株) 同族会社		102	○○運輸(株) 同族会社	17,716	
排水構造物工	オペレーター	(17,000)	(60)	自社			自社	17,716	
	普通作業員	(15,000)	(225)	自社		138	自社	14,626	
植生工	法面工	18,000	225	協力会社 ○○防災(株)		113	協力会社 ○○防災(株)	18,746	
仮設工	普通作業員							14,626	
		(15,000)	(7)	自社		20	自社		

【比較表―８】

工種別労務者配置計画の比較表

記入要領	1) 職種名は例示したものなので、該当する職種名に変更して記入して下さい。 2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分してください。 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。

工事名	○○道路改良工事

工種	種別	入札時（当初の予定）						工事完成時（実績）						備考
		配置予定人数					計	配置人数					計	
		世話役	普通作業員(特殊含)	配管工	電工	オペ		世話役	普通作業員(特殊含)	配管工	電工	オペ		
(例) 土工事	床掘工・埋戻工・残土処理	1	2			2	5							
土工事	地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工	1	1			8	10	1	1			8	10	
土工事	法面整形工	1	1			2	4	1	1			2	40	
法面工	植生基材吹付工	1	4			1	6	1	5			1	7	
カルバート工	BOX工	1	4			1	6	1	3			1	5	
排水構造物工	側溝工、集水桝工	1	3			1	5	1	3			1	5	
仮設工	仮水路工	1	4			1	6	1	3			2	6	

【比較表―８】

建設副産物の搬出等の比較表

記入要領	1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。					
工事名	○○道路改良工事					
建設副産物の名称	入札時(当初の予定)		工事完成時(実績)		官積算価格※ (最終)	備考
	受け入れ予定箇所	受け入れ価格	受け入れた箇所	受け入れた価格		
コンクリート塊	○○アスコン	2300／t	○○アスコン	1700／t	2300／t	
アスファルト・コンクリート塊	○○アスコン	2000／t	○○アスコン	1500／t	1500／t	
			○○アスコン	3000／t	2800／t	有筋
建設発生木材	無し					
建設発生土	無し					

別紙様式―２－１０

【諸経費動向調査（工事費）】



工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

▼不要

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No.）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置付け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
										指示	通知	提出			提示					
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の概要		発注者	受注者	受注者	発注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子	紙	
工事着手前	作成書類の役割分担	設計書面会で確認		1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
				2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく提出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
				3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
				4	【事例 根雪期間発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				5	【事例 根雪期間発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
				7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（橋脚計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-1-15	－	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 修正の図面修正等について発注者間で協議し負担分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書		8	工事請負契約書	—	—	○												
		設計図書		9	共通仕様書	—	—	○												
				10	特記仕様書	—	—	○												
				11	発注図面	—	—	○												
				12	現場説明書	—	—	○												
				13	質問回答書	—	—	○												
				14	工事監督通知書	—	—	○												
	契約関係書類			15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○							
				16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事
				17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○							
				18	保証金納付書（電子申請方式）	財政特別措置法（R3.3.31付国会公契第71号） 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「保証金収納書提出用台紙」に保証金収納書を張り付けた上え、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータとも可とする。
				19	建退共証紙受払簿	財政特別措置法（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○						○					
				20	工事別共済証紙受払簿	財政特別措置法（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○						○					
				21	労金充当実績総括表	財政特別措置法（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○						○					
				22	被共済者就労状況報告書	財政特別措置法（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○						○					
				23	労金充当書	財政特別措置法（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○						○					
				24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○							
				25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他			26	品質証明員通知書	共通仕様書1-1-1-4-5	様式－7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。
				27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○			○								
				30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○			○								
	工事書類	1施工計画	①施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
				32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	－		○			○								
				33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								
				34	工事測量成果表（設計Mおよび多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-36-1	－		○			○								
				35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		－		○			○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体制	②施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○								・「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の健康保険証の写しは不要
				37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○			○								
				38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○								
施工中		3施工状況	③施工管理	39	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○												
				40	工事打合せ簿（協議）	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○			○								協議の根拠となる一般的な請基準類のコピーは添付不要。
				41	工事打合せ簿（承諾）	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○			○								
				42	工事打合せ簿（提出）	共通仕様書1-1-1-2-19	様式－9		○			○								
				43	工事打合せ簿（報告）	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○			○								
				44	工事打合せ簿（通知）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○			○								
				45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○			○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

▼不要

工事関係書類							工事関係書類の標準構成（案）（様式No.）	作成書類役割分担		受注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成段階の事前協議		備考
										提示	通知	提出			提示					
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約図書	発注図書	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子※	紙◎	
施工中	工事書類	3.施工状況	①施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○			○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○			○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○						○					ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、調達上の工事については「提出」とする。
			④安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○					○						監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-39	様式－13		○			○				○				事故が発生した場合、速ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-39	－		○			○								事故報告書（ASP.建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑤工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-23	様式－14		○			○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○			○								指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○							
				56	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－6		○				○							
		既済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第36条1項	様式－16		○				○							
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第36条1項	様式－17		○				○							
				59	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第36条1項	様式－5		○				○							
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
				61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○							
		既済部分検査		62	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○			○								中間技術検査時にも提出する。
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
				63	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○							
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○							
		部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○							部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○								支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○			○								支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○			○								現場発生品がある場合に提出する。
		その他		72	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7	－		○			○								既済部分検査等の際に提出する。
				73	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○						○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○						
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○						
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○					○						新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成後	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○							
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○							
				79	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○							
	工事書類			80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-6	様式－31		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定箇所総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-6	様式－32		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
				82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○			○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要。
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-6	－		○			○						※		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要。 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略。 ・監督職員等が確認や立会している状況写真等も不要。
				84	総合評価落札方式等実施報告書	特記仕様書	－		○			○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書0-1-1-10	様式－34		○			○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○			○					○	※		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○			○					○	※		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		その他		88	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				89	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○					○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他			90	低入札価格調査 （関係工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-1-13-3	－	○	○					○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙―4

証明書

工事名（業務）名：

受注業者：

証 明 者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

別紙―５―１

提出日：令和　　年　　月　　日

ＶＥ提出書

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
国営常陸海浜公園事務所長　殿

請負者
住所
氏名　　印

工事請負契約書第１９条の２に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名： 契約終結日：	連絡者 氏名 TEL FAX
VE提案の概要 注）記入欄が不足する場合には、様式―６（１）の２として追記してください。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものとする。	

番号	項目内容	概算低減額：千円
概算低減額合計		

別紙―５－２

番号		項目内容	

（１）設計図書の定める内容と、VE 提案の内容の対比	
【現状】・・・略図	【改善案】・・・略図

（２）提案理由

（３）VE 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式―５－３

番号		項目内容	

VE 提出による概算低減額及び算出根拠

【現状】 単位：千円						【改善案】 単位：千円					
名称	規格等	単位	数量	単価	金額	名称	規格等	単位	数量	単価	金額

別紙様式―５－４

番号		項目内容	

（１）工事所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）VE 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式―５－５

号

令和　　年　　月　　日

VE 提案採否通知書

○ ○ ○ ○ 殿

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
国営常陸海浜公園事務所長　印

特記仕様書「○　VE 提案について」に基づき、令和　　年　　月　　日付けで提出されました VE 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事名： 契約締結日：	VE 提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：

VE 提案に対する「採否」及びその理由

番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

別紙様式―６

○○○○工事説明書

工事名	○○○○工事
発注者	国土交通省　関東地方整備局　国営常陸海浜公園事務所
請負者名	株式会社　△△建設
工期	令和○年○月○日～令和○年○月○日
事業者	○○整備事業

事業の概要及び整備効果
当該事業は、・・・・を目的に・・・

工事内容
当該工事は、上記○○整備事業（延長○○km）内、○○km を整備する工事であり、 主な工事内容としては・・・ なお、○○工の施工においては、○時～○時まで片道１車線規制により・・・

連絡先	
発注者	請負者
関東地方整備局 国営常陸海浜公園事務所　工務課 TEL：０２９－２６５―９４１２	株式会社　△△建設　　○○現場事務所 TEL：○○○―○○○―○○○